

福井県LEDクレジット共同創出・販売事業に係る企画提案募集要領

1 業務目的

県内のLED化された照明を対象に、国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（以下「Jークレジット制度」という。）に基づき、LED照明由来クレジット（以下「Jークレジット」という。）の創出、認証、販売を行い、そのJークレジットの販売により得られる収益を活かしてオール福井で脱炭素施策を促進することにより、地球温暖化防止対策を推進する。

2 対象業務

（1）業務名

福井県LEDクレジット共同創出・販売事業

（2）業務内容

仕様書、協定書（案）、覚書（案）のとり

（3）契約期間

協定締結日から令和19年度末まで

3 事業スキーム

- ア 県は、“福井県LEDクレジット共同創出・販売事業”（以下、「事業」という。）の実施にあたり、共同創出者を公募する。
- イ 県は、当該公募に企画提案者を提出した者から最良の企画提案をした者を共同創出者として選定し、事業実施に係る「福井県LEDクレジット共同創出・販売事業に関する協定」（以下、「協定」）、「福井県LEDクレジット共同創出・販売事業に関する覚書」（以下、「覚書」）を締結する。
- ウ 県と共同創出者は協定、覚書、仕様書に基づき事業を実施する。共同創出者は、福井県名義で方法論「EN-S-006 照明設備の導入」プログラム型プロジェクト（以下「プログラム型プロジェクト」という。）を登録、認証業務を実施する。
- エ 共同創出者は、県がLED化した県有施設の照明を対象に、Jークレジット制度に基づきJークレジットの創出、認証、販売を行う。
- オ 共同創出者は、プログラム型プロジェクトに参加する会員を募り、参加した会員のLED化に伴うJークレジットの創出、認証、販売もエとあわせて行う。なお、プログラム型プロジェクトに参加可能な会員は、県内自治体、県内企業等とする。プログラム型プロジェクト参加に必要な手続きや資料の授受・助言等は共同創出者が行うものとする。共同創出者は会員募集に必要な会員規約、入会届を作成するものとする。会員規約、入会届は県と共同創出者が締結する仕様書、協定書（案）、覚書（案）に準拠するものとする。
- カ 創出したJークレジットの売上げは、共同創出者が全て受け入れ、認証対象期間内において、共同創出者が負担する経費（Jークレジット創出に要する事務手続き、Jークレジット販売等）を差し引いた額を会員の歳入とし、共同創出者が会員に配分する。配分額は会員のLED化に伴うCO₂排出削減量に応じた金額とする。
- キ 共同創出者は、Jークレジットの創出に要した経費や販売の動向について県に報告し、県は、J

ークレジットの発行量をはじめ、Jークレジットの創出に要した経費、販売の動向等について検証を行う。

※【資料1】協定書（案）、【資料2】覚書（案）の内容については、共同創出者選定後、県と共同創出者の間で軽微な点に限り修正できる。覚書については同等の内容であれば契約書の締結でも可とする。

4 応募資格

企画提案書を提出することができる者は、法人または共同企業体であって、福井県LEDクレジット共同創出・販売事業に関する審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査を受ける資格（以下「受審資格」という。）に関し、次に掲げる事項について、5に定めるところにより受審資格認定申請書等を提出し、本件提案に係る受審資格を有することについて、県の認定を受けた者とする。

①法人

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- （2）現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- （3）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、および民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- （4）次のアからオまでのいずれかにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供用するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
 - オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- （5）県税、本店が所在する都道府県の事業税、消費税および地方消費税を滞納していないこと。
- （6）Jークレジット制度を熟知するとともに、方法論「EN-S-006 照明設備の導入」プログラム型プロジェクトの登録申請、クレジット認証申請事務、クレジット販売支援等事務を遂行することができる体制を整備していること。

②共同企業体

- ア ①の（1）から（6）に掲げる要件の全てを満たす法人により自主的に結成されたものであり、共同企業体を構成する者（以下「構成員」という。）で次に掲げる事項を定めた協定書を締結していること。
 - （i）共同企業体の目的

- (ii) 共同企業体の名称
- (iii) 構成員の名称および所在地
- (iv) 代表構成員の名称および権限
- (v) 構成員の出資割合
- (vi) 各構成員の責任
- (vii) 利益金および欠損金の配当ならびに負担の割合
- (viii) 取引金融機関の名称
- (ix) 業務期間中における構成員の脱退に関する措置
- (x) 業務期間中における構成員の破産、会社更生、民事再生手続または解散に対する措置
- (xi) 共同企業体解散後の契約不適合責任

なお、本件契約締結後に、共同企業体の協定書の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ本県と協議すること。

イ 共同企業体の出資比率が最大の者が代表者であること。ただし、出資比率が最大の者が複数ある場合は、いずれかの者が代表者となること。

ウ 全ての構成員が、本県提案に参加する他の共同企業体の構成員となっていないこと。

5 受審資格の認定等

(1) 受審資格の認定の申請手続等

企画提案書を提出しようとする者は、次のとおり申請し、受審資格の認定を受けなければならない。

ア 提出書類

受審資格認定申請書（様式第1号）、会社概要書（様式第2号）他、必要書類

イ 提出方法

5（1）エに記載のメールアドレスに提出すること。

ウ 提出期限

令和7年11月17日（月）17時まで（必着）

なお、提出後における申請書の追加および変更は認めない。

エ 提出場所および申請に係る質問を受け付ける場所ならびに認定に関する事務を担当する部局の所在地および名称

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県エネルギー環境部エネルギー課

電話 0776-20-0302

電子メール energy@pref.fukui.lg.jp

オ 提出資料の様式等

実施要領および各種様式等関係書類の交付については、次のとおりとする。

(ア) 交付期間

令和7年11月4日（火）から令和7年11月17日（月）まで（土、日、祝日を除

く。)の9時から17時までとする。

(イ) 交付場所

5 (1) エに同じ。

なお、福井県ホームページ (<https://www.pref.fukui.lg.jp>) からダウンロードすることができる。

(2) 受審資格の認定時期

受審資格の認定は、令和7年11月25日(火)までに行う。

(3) 受審資格の認定結果

書面により申請者に通知する。

(4) 受審資格の認定を受けられなかった者に対する理由の説明

ア 受審資格の認定を受けられなかった者は、書面により、その理由について説明を求めることができる。この場合においては、令和7年12月1日(月)17時まで、説明を求める旨を記載した書面を5(1)エあてに、電子メールにて提出しなければならない。

イ 県は、説明を求めた者に対して、令和7年12月5日(金)までに、書面により回答する。

6 本業務に関する質問事項

本業務に関する質問事項については、令和7年12月8日(月)17時まで電子メールで文書(様式3)を提出すること(提出先: energy@pref.fukui.lg.jp)。

質問に対する回答は、電子メールにより、全ての受審資格認定者に対して一斉に行う。

7 企画提案書等の提出

受審資格があると認められた事業者は、次のとおり企画提案書を作成し、電子メールにより、担当窓口に提出すること。なお、受審資格の認定を受けた者で期限までに企画提案書の提出がない場合は、参加を辞退したものとみなす。

(1) 提出期限 令和7年12月15日(月)17時(必着)

(2) 提出書類

・ 企画提案書

提案内容(目的適合性、実施体制、業務実績、販売・営業能力、収益性、地域還元、経済性、独自性)について、A4版横・横書き、パワーポイント10ページ以内で作成すること。表紙を作成する場合は、表紙についても1ページに含むものとする。企画提案書の中には、J-クレジット売却益に対する創出元と共同創出者への配分の割合を示すこと。

(3) その他

- ・ 企画提案書の作成および提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- ・ 提出された企画提案書は、審査を行う目的に限り使用する。ただし、福井県情報公開条例(平成十二年三月二十一日福井県条例第四号)その他関連規定により、公開の義務がある場合にはこの限りでない。
- ・ 提出された企画提案書は、企画提案書の審査に必要な範囲で複製を作成することがある。
- ・ 提出された企画提案書は返却しない。

- ・提出された企画提案書について、県から内容についての質問および補正を命じることがある。
- ・提出後における企画提案書の撤回、内容の修正または再提出は認めない。

8 協定先候補者の選定

(1) 選定方法

企画提案書を提出した者（以下「提案者」という。）によるプレゼンテーションを実施し、別途設置する審査委員会において企画提案書の審査を行い、共同創出予定事業者を選定する。

プレゼンテーションは、対面または審査委員会が指定するビデオ会議システムにより令和7年12月下旬頃の実施を予定しているが、詳細は提案者に別途通知する。なお、プレゼンテーションを実施するために要する費用（機材、通信費等）については、応募者の負担とする。

(2) 審査基準

提案の内容について、審査委員会において以下の基準により評価を行い、評価が最も高かった応募者を共同創出者の候補者とする。審査においては、審査委員の評価の合計点数が一定以上の提案書のみを適当な提案として認める。

No	審査項目	評価のポイント
1	目的適合性	提案の内容が、公募要領・仕様書に示す業務の目的・各項目を実施するために適当な提案となっているか。
2	実施体制	プロジェクト登録からＪークレジットの販売までを行う体制は適切か。また、スケジュールは適当か。
3	業務実績	提案者が同種・類似業務の実績を有しているか。
4	販売・営業能力	県が取得するＪークレジットの販売に係るノウハウがあるか。
5		具体的な販売および営業方法が記載されており、実現可能であるか。
6	収益性	県が取得するＪークレジットの創出量および販売額が最大となるよう工夫されているか。
7		申請事務の効率化など、コスト低減に努め、事業収支の向上を図っているか。
8	地域還元	クレジットの販売を県内企業中心に行うなどクレジットの地産地消に努めているか。
9	経済性	Ｊークレジット売却益に対する創出元と共同創出者への配分の割合は妥当か。
10	独自性	その他、本業務の履行にあたって有益な独自提案は示されているか。

(3) 結果通知

審査委員会による選定後、速やかに全ての提案者に書面（電子メール）で通知する。なお、審査経過については公表せず、審査結果の異議申し立ては受け付けない。

(4) 理由の開示

ア 選定されなかった提案者は、書面により、その理由について説明を求めることができる。この場合においては、通知を受け取った日から5日以内（休日を除く）に説明を求める旨を記

載した書面を電子メールにて担当窓口に提出しなければならない。

- イ 県は、説明を求めた提案者に対しては、書面の提出があった日から 10 日以内に書面により回答する。

10 提案の無効に関する事項

次の一つに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- ア 提案に応募する資格がない者が提案したとき。
- イ 所定の日時および場所にプロポーザル参加の意思表示、提案書を提出しないとき。
- ウ 同一のプロポーザルに対して、2 以上の提案をしたとき。
- エ 同一のプロポーザルに対して、自己のほか、他人の代理人を兼ねて提案したとき。
- オ 同一のプロポーザルに対して、2 以上の代理人をしたとき。
- カ 提案に関連して談合等の不正行為があったとき。
- キ 企画提案書等に虚偽の記載をしたとき。
- ク その他、提示した事項およびプロポーザルに関する条件に違反したとき。

11 担当窓口

- (1) 名 称 福井県エネルギー環境部エネルギー課 新エネルギーG
- (2) 所在地 〒910-8580 福井市大手3丁目17番1号
- (3) 連絡先 電 話 0776-20-0302
E-mail energy@pref.fukui.lg.jp
(土・日・祝日を除く 8 時 30 分から 17 時まで)

12 その他

- (1) 本業務に関し、県から受領または閲覧した資料等は、県の了解なく公表または使用してはならない。
- (2) 参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式第4号）を、電子メールにより、担当窓口に提出すること。

(様式第 1 号)

受審資格認定申請書

令和 7 年 月 日

福井県知事 杉本 達治 様

住 所
商号または名称
代表者職氏名
電 話 番 号
F A X 番 号

令和 7 年 1 1 月 4 日付けで公告のありました「福井県 L E D クレジット共同創出・販売事業」に係る企画提案に参加を希望し、資格の認定を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

なお、福井県 L E D クレジット共同創出・販売事業に係る企画提案募集要領の 4 に定めるすべての要件を満たし、添付書類の内容が事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 会社概要書
- 2 参加要件を満たしていることがわかる資料
 (例：福井県入札参加資格申請の時に提出する書類)

(様式第 2 号)

会社概要書

会社名		
代表者職・氏名		
所在地		[担当営業所] ※本社と別の場合は記載すること
担当者	職・氏名	
	連絡先	電話：FAX： 電子メール：
設立年月日		
資本金		
売上高 (直近 3 年度分)		
主な事業内容		
従業員数		人（うち正社員 人）

(注) 様式は適宜変更して差し支えないが、記載内容は上記に準じること。

(様式第3号)

質問書

令和7年 月 日

住 所
商号または名称
担当者職氏名
電 話 番 号
F A X 番 号

番 号	質 問 事 項

※用紙が不足する場合は、複写して使用すること。

(様式第4号)

参加辞退届

令和7年 月 日

福井県知事 杉本 達治 様

住 所
商号または名称
代表者職氏名
電 話 番 号
F A X 番 号

令和7年 月 日付けで受審資格認定申請書を提出した「福井県LEDクレジット共同創出・販売事業」にかかる企画提案について、参加を辞退したいので届け出ます。